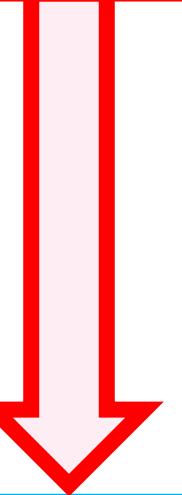


(記入例)労働者死傷病報告(派遣労働者)

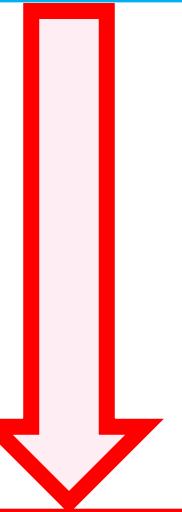
和歌山労働基準監督署 安全衛生課 令和7年11月

提出フローチャート

被災労働者は派遣労働者である



提出者は派遣先事業場及び派遣元事業場



**派遣先事業場及び派遣元事業場がそれぞれ労働者死傷病報告を提出
(提出先は下記を参照)**

提出者	労働者死傷病報告の提出先
派遣先事業場	派遣先事業場を管轄する労働基準監督署
派遣元事業場	派遣元事業場を管轄する労働基準監督署

和歌山労働基準監督署の管轄区域は和歌山市、岩出市、海南市、海草郡

(記入例)労働者死傷病報告(派遣労働者)

災害発生後、遅滞なく、派遣元事業場及び派遣先事業場の所轄監督署 安全衛生課に提出する必要があります！

1	派遣先事業場が提出する場合 派遣先事業場の労働保険番号を記入してください。	派遣元事業場が提出する場合 派遣元事業場の労働保険番号を記入してください。
2	「日本標準産業分類」を確認し、記入してください。 (1) 検索する場合は下記QRコード(左)又は下記URLを「Ctrl+クリック」により確認してください。 日本標準産業分類(令和5年[2023年]7月改定) 統計分類・用語の検索 政府統計の総合窓口 (2) 業種の詳細から調べる場合は下記QRコード(右)又は下記URLを「Ctrl+クリック」により確認してください。 総務省 統計基準等 分類項目名、説明及び内容例示	(1) 検索する場合
3	(2) 業種の詳細から調べる場合 	派遣先事業場が提出する場合 派遣先事業場の名称を記入してください。
4	派遣元事業場が提出する場合 (注意) 本社以外に営業所や工場等の拠点を有する場合、拠点名まで記入してください。 例) 法人名 + 本社 → ○○(株) 本社 等	3に対応する事業場の4 所在地、5 郵便番号、6 労働者数を記入してください。
5	派遣先事業場の名称を記載してください。	
6	派遣先事業場が提出する場合 「派遣先」欄に○を記入してください。	派遣元事業場が提出する場合 「派遣元」欄に○を記入してください。
7	派遣先事業場の名称を記載してください。	
8	派遣先事業場が提出する場合 「派遣先」欄に○を記入してください。	派遣元事業場が提出する場合 「派遣元」欄に○を記入してください。
9	労働災害が発生した日時を記入してください。	被災労働者の10 氏名、11 生年月日、12 性別(該当欄に○)、13 職種、14 経験期間を記載してください。 13 職種について、 (1) 検索する場合は下記QRコード(左)又は下記URLを「Ctrl+クリック」により確認してください。 日本標準職業分類(平成21[2009]年12月統計基準設定) 統計分類・用語の検索 政府統計の総合窓口 (2) 職種の詳細から調べる場合は下記QRコード(右)又は下記URLを「Ctrl+クリック」により確認してください。 総務省 統計基準等 分類項目名、説明及び内容例示
10	(1) 検索する場合 	(2) 職種の詳細から調べる場合
11		
12		
13		
14		
15	被災労働者の15 休業見込又は16 死亡、17 傷病名、18 傷病部位、19 被災地の所在地(住所)を記入してください。 15 休業見込は「数字 + 月・週・日欄の該当欄に○」を記入してください。	
16	16 死亡の場合、死亡欄に○、死亡日時を記入してください。	
17	17 傷病名のコードは別表3、18 傷病部位のコードは別表4を参照してください。	
18	19 被災地の所在地(住所)には災害発生場所がわかるよう具体的に記入してください。	
19		
20	災害発生状況及び原因を項目別(①~⑤)に記入してください。 化学物質による休業の場合、「③どのような物または環境に」に製品名と休業の原因と考えられる化学物質の名称を記入するか、製品のSDSを添付してください。	
21	略図をできる限り具体的に記入するか、別途略図を添付してください。	
22	被災労働者が外国人の場合、「国籍・地域コード」、「在留資格コード」を記入してください。 「国籍・地域コード」は別表1、「在留資格コード」は別表2を参照してください。	
23	報告書作成者職氏名を記入してください。 役職等ない場合、「所属部署 + 氏名」(例 総務 わかやまたろう 等)を記入してください。	
24	事業者職氏名を記入してください。(例 (株)○○ 代表取締役 わかやまじろう 等)	

2025年1月1日から電子申請が義務化！

労働者死傷病報告の報告方法

労働者死傷病報告を所轄労働基準監督署に報告する際は、労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス（以下「帳票入力支援サービス」といいます。）をご利用ください。

①帳票入力支援サービス



安全衛生帳票入力支援サービス

(URL <https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp/>)

②所轄労働基準監督署



電子申請

e-Govアカウントログイン



帳票入力支援サービスを利用するにあたっての事前準備について

- e-Govに連携して電子申請を行いますので、事前にe-Govアカウント又はGビズIDの取得をお願いします。また、Microsoftでもログインできますので、e-Govを使用できる環境をご確認ください。

別表 1

(1 / 2)

コード	国籍・地域
A01	中国（香港等を含む）
A02	韓国
A03	台湾
B01	フィリピン
B02	タイ
B03	ベトナム
B04	インドネシア
B05	マレーシア
B06	ミャンマー
B07	カンボジア
B08	ラオス
B09	シンガポール
B10	ブルネイ
C01	インド
C02	バングラデシュ
C03	パキスタン
C04	スリランカ
C05	ネパール
C06	モンゴル
C07	イラン
C08	トルコ
C09	イスラエル
C10	パレスチナ
D01	アメリカ
D02	カナダ
E01	ブラジル
E02	ペルー
E03	ボリビア
E04	アルゼンチン
E05	コロンビア
E06	パラグアイ
E07	メキシコ
E08	チリ
F01	イギリス
F02	フランス
F03	ロシア

別表 1

(2 / 2)

コード	国籍・地域
F04	ドイツ
F05	ルーマニア
F06	イタリア
F07	ウクライナ
F08	スペイン
F09	アイルランド
F10	スウェーデン
F11	オランダ
F12	スイス
F13	ポーランド
F14	デンマーク
F15	ノルウェー
F16	ベルギー
F17	ハンガリー
F18	チェコ
G01	ガーナ
G02	ナイジェリア
G03	エジプト
G04	オーストラリア
G05	ニュージーランド
G99	その他

別表 2

(1 / 2)

コード	在留資格
01	教授
02	芸術
03	宗教
04	報道
05	経営・管理
06	法律・会計業務
07	医療
08	研究
09	教育
12	企業内転勤
13	興行
14	技能
15	技能実習
16	文化活動
17	短期滞在
18	留学
20	研修
21	家族滞在
26	永住者
27	日本人の配偶者等
28	永住者の配偶者等
29	定住者
35	技術・人文知識・国際業務
39	高度専門職 1 号
40	高度専門職 2 号
45	介護
71	特定技能 1 号（介護）
72	特定技能 1 号（ビルクリーニング）
73	特定技能 1 号（素形材産業）
74	特定技能 1 号（産業機械製造業）
75	特定技能 1 号（電気・電子情報関連産業）
76	特定技能 1 号（建設）
77	特定技能 1 号（造船・舶用工業）
78	特定技能 1 号（自動車整備）
79	特定技能 1 号（航空）
80	特定技能 1 号（宿泊）

別表 2

(2 / 2)

コード	在留資格
81	特定技能 1 号 (農業)
82	特定技能 1 号 (漁業)
83	特定技能 1 号 (飲食料品製造業)
84	特定技能 1 号 (外食業)
85	特定技能 2 号 (建設)
86	特定技能 2 号 (造船・舶用工業)
23	特定活動 (ワーキングホリデー)
24	特定活動 (EPA)
36	特定活動 (建設分野)
37	特定活動 (造船分野)
38	特定活動 (外国人調理師)
41	特定活動 (ハラール牛肉生産)
42	特定活動 (製造分野)
43	特定活動 (家事支援)
44	特定活動 (就職活動)
46	特定活動 (農業)
47	特定活動 (日系 4 世)
31	特定活動 (高度学術研究活動)
32	特定活動 (高度専門・技術活動)
33	特定活動 (高度経営・管理活動)
34	特定活動 (高度人材の就労配偶者)
25	特定活動 (その他)
30	不明
99	その他 (いわゆる不法就労を含む)

別表3（以下のうち、2桁のコードをご入力ください。）

(1/3)

コード	傷病名の内容
1 負傷	
01	骨折
02	切断
03	関節の障害（捻挫・亜脱臼及び転位を含む）
04	打撲傷（皮膚の剥離、擦過傷、挫傷及び血腫を含む）
05	創傷（切創、裂傷、刺創及び挫滅創を含む）
06	外傷性の脊髄損傷
07	頭頸部外傷症候群（いわゆる「むちうち症」）
08	火傷（高熱物体を取り扱う業務による火傷を除く）
12	感電、溺水、窒息等
2 業務上の負傷起因する疾病	
13	頭部又は顔面部の負傷による頭蓋内疾患
14	神経系の負傷による皮膚、筋肉、骨及び臓器等の疾患
17	胸部又は腹部の負傷による胸腹部臓器の疾患
18	負傷による腰痛
19	負傷による腰痛以外の四肢等の負傷による非感染症疾患
20	皮膚等の負傷による破傷風等の細菌感染症
21	異物の侵入、残留による眼疾患その他の臓器の疾患
23	爆発等による風圧、音響等に起因する耳の疾患
24	業務上の負傷に起因する疾病（その他）
3 物理的因素による疾病	
25	紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患
26	赤外線にさらされる業務による眼疾患又は皮膚疾患
27	レーザー光線にさらされる業務による眼疾患又は皮膚疾患
28	マイクロ波にさらされる業務による眼疾患
29	電離放射線にさらされる業務による放射線障害
31	高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病
32	気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症
33	暑熱な場所における業務による熱中症
34	高熱物体を取り扱う業務による熱傷
35	寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷
36	著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患
38	超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死
39	物理的因素による疾病（その他）
4 身体に過度の負担がかかる作業態様に起因する疾病	
40	重激な業務による筋肉等の疾患又は内臓脱（腰痛を除く）

別表3（以下のうち、2桁のコードをご入力ください。）

(2/3)

コード	傷病名の内容
41	負傷に起因しない腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛
42	振動障害
43	上肢に過度の負担のかかる業務による手指の痙攣等
44	上肢に過度の負担のかかる業務による腱鞘等の炎症
45	上肢に過度の負担のかかる業務による頸肩腕症候群
46	身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病（その他）
5	化学物質等による疾病
47	化学物質等にさらされる業務による厚生労働大臣の定める疾病
48	フッ素樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による呼吸器疾患
49	合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による粘膜の炎症等
50	すす等にさらされる業務による皮膚疾患
51	蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、呼吸器疾患
52	抗生物質等にさらされる業務等によるアレルギー性の鼻炎等
53	落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患
54	空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症
55	化学物質にさらされる業務による疾病（その他）
94	石綿にさらされる業務による良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚
6	粉じんの吸収による疾病
56	じん肺又はじん肺合併症
7	細菌、ウイルス等の病原体による疾病
57	病原体を取り扱う業務による伝染症疾患
60	動物又は動物性のもの等を取り扱う業務による伝染性疾患
61	湿潤地における業務によるワイル病等のレプトスピラ症
62	屋外における業務による恙虫病
63	病原体にさらされる業務による疾病（その他）
8	がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務
64	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍
65	ベーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍
66	4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍
68	4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍
69	ビス（クロロエチル）エーテルにさらされる業務による肺がん
70	ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん
71	石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫
72	ベンゼンにさらされる業務による白血病
73	ベリリウムにさらされる業務による肺がん

別表 3 (以下のうち、2桁のコードをご入力ください。)

(3/3)

コード	傷病名の内容
74	1, 2-ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん
75	ジクロロメタンにさらされる業務による胆管がん
76	オルト-トルイジンにさらされる業務による膀胱がん
77	3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタンにさらされる業務
81	塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫又は肝細胞がん
82	電離放射線にさらされる業務によるがん
83	オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍
84	マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍
85	コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん
86	クロム酸塩等を製造する工程における業務による肺がん等
87	ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん等
90	無機砒素化合物を製造する工程における業務等における肺がん等
91	すす等にさらされる業務による皮膚がん
92	がん原性物質等にさらされる業務による疾病 (その他)
9	過重な業務による脳血管疾患・心臓疾患等
95	過重な業務による脳血管疾患・心臓疾患等
10	強い心理的負荷を伴う業務による精神障害
96	強い心理的負荷を伴う業務による精神障害
11	他の業務に起因することの明らかな疾病
93	他の業務に起因することの明らかな疾病

別表 4

(1 / 2)

コード	傷病部位の内容
11	頭蓋部
12	眼
13	耳
14	口
15	鼻
16	顔
18	頭部中の複合部位
19	頭部で部位不明のもの
21	頸部
31	背部
32	胸部
33	腹部
34	骨盤部
38	胴体中の複合部位
39	胴体で部位不明のもの
41	肩
42	上膊
43	ひじ
44	前膊
45	手首
46	手
47	指
48	上肢中の複合部位
49	上肢で部位不明のもの
51	臀部（しり）
52	もも
53	ひざ
54	すね
55	足首
56	足
57	足指
58	下肢中の複合部位
59	下肢で部位不明のもの
61	頭部と胴体、頭部と肢体
62	胴体と肢体
63	上肢と下肢

別表 4

(2 / 2)

コード	傷病部位の内容
68	その他の複合部位
69	複合部位不明のもの
71	循環器系統
72	呼吸器系統
73	消化器系統
74	神経系統
78	その他の一般的傷病
79	一般的傷病不明のもの
99	傷病部位不明のもの